

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

| (1) 補助名称および実施地方公共団体 |                     |          | (2) リフォーム支援策の分類について   |        | (3) 支援方法について  |    |     |   |           | (5) 補助内容について   |       |  |  |                    |                   |  |     |
|---------------------|---------------------|----------|---|--------|---|----|-----|---|-----------|--|-------|--|--|--------------------|-------------------|--|-----|
| 都道府県名               | 補助名称                | 実施地方公共団体 | 分類<br>(以下の選択肢から選択)<br>①耐震改修<br>②バリアフリー改修<br>③エコリフォーム促進<br>④災害予防<br>⑤リフォーム促進<br>⑥その他 | 備考     | 分類<br>(以下の選択肢から選択)<br>①補助(診断士派遣を含む)<br>②融資(無利子)<br>③利子補給<br>④融資(有利子)<br>⑤ポイント発行 | 備考 | 発注者 |   | リフォーム実施住宅 | 他の補助事業との関係   |       | その他<br>(工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。) | A) 支援対象  |                    | 補助率等              |  |     |
|                     |                     |          |   |        |   |    | 備考  | 備考  |           | 備考   | 備考    |  | 備考   | 備考                 |                   |  |     |
| 鹿児島県                | かごしま木の家づくり推進事業      | 鹿児島県     | ⑥その他  | 木材利用促進 | ①補助(診断士派遣を含む)   |    |     |   |           |  | ④要件なし |  | リフォームに関しては増改築が対象   | ⑤使用する材料量に応じて補助額を決定 |                   | 「かごしま材」又は「認証かごしま材」の使用量に応じて定額補助<br>新築=10m3以上<br>増改築=5m3以上 |     |
| 鹿児島県                | 鹿児島県地域生活支援事業        | 鹿児島県     | ②バリアフリー改修   |        | ①補助(診断士派遣を含む)   |    |     |   |           |  | ④要件なし |  | 特になし   | ①特定の工事の工事費用に応じて決定  |                   | 25/100   |     |
| 鹿児島県                | 鹿児島市個人住宅雨水貯留施設等設置事業 | 鹿児島市     | ④災害予防   |        | ①補助(診断士派遣を含む)   |    |     | 市内の個人住宅において雨水貯留施設等を設置する敷地の所有者又は使用者で雨水貯留施設等の設置につき正当な権限を有する者  |           |  | ④要件なし |  | ・貯留施設にあって、65リットル以上であること<br>・浸透施設にあっては、崖崩れの危険性がある地域外であること | ①特定の工事の工事費用に応じて決定  | 補助対象設備の設置にかかる費用   | 市が認めた額の3分の2  |     |
| 鹿児島県                | 鹿児島市木造住宅耐震診断補助事業    | 鹿児島市     | ①耐震改修   |        | ①補助(診断士派遣を含む)   |    |     | 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士で、鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了者名簿に登録された者   |           | 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による建築物(これらの構法又は工法を含む立面的な混構造については、当該構法又は工法の部分に限る。)であって、次に掲げるすべてを満たすもの。<br>ア 専用住宅又は併用住宅(住宅の用途に供する部分の床面積が、延べ面積の過半であるものをいう。)であること。<br>イ 地上3階建てまでであること。<br>ウ 昭和56年5月31日以前に建築(着工)されたものであること。<br>エ 現に居住の用に供していること。 |       |  |  | ④要件なし              | ①特定の工事の工事費用に応じて決定 | 耐震診断に要する費用   | 2/3 |
| 鹿児島県                | 鹿児島市木造住宅耐震改修工事補助事業  | 鹿児島市     | ①耐震改修   |        | ①補助(診断士派遣を含む)   |    |     | 次に掲げる要件をすべて満たす者。<br>所有者であること。<br>(1) 耐震診断を行う木造住宅の場合、耐震診断について同意を得ていること。<br>(2) 前号の木造住宅に借家人がいる場合は、耐震診断について同意を得ていること。<br>(3) 市税を滞納していないこと。 |           | 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による建築物(これらの構法又は工法を含む立面的な混構造については、当該構法又は工法の部分に限る。)であって、次に掲げるすべてを満たすもの。<br>ア 専用住宅又は併用住宅(住宅の用途に供する部分の床面積が、延べ面積の過半であるものをいう。)であること。<br>イ 地上3階建てまでであること。<br>ウ 昭和56年5月31日以前に建築(着工)されたものであること。<br>エ 現に居住の用に供していること。 |       |  |  | ④要件なし              | ①特定の工事の工事費用に応じて決定 | 耐震改修工事に要する経費(耐震設計費及び工事監理費を含む。)                           | 1/3 |

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

| (1) 補助名称および実施地方公共団体 |                             |          | (2) リフォーム支援策の分類について   |          |   | (3) 支援方法について        |              |   |            |   | (4) 補助内容について        |                                   |   |   |  |                           |
|---------------------|-----------------------------|----------|---|----------|---|---------------------|--------------|---|------------|---|---------------------|-----------------------------------|---|---|--|---------------------------|
| 都道府県名               | 補助名称                        | 実施地方公共団体 | 分類<br>(以下の選択肢から選択)<br>①耐震改修<br>②バリアフリー改修<br>③エコリフォーム促進<br>④災害予防<br>⑤リフォーム促進<br>⑥その他 | 備考       | 分類<br>(以下の選択肢から選択)<br>①補助(診断士派遣を含む)<br>②融資(無利子)<br>③利子補給<br>④融資(有利子)<br>⑤ポイント発行 | 備考                  | 発注者          |   | 他の補助事業との関係 |   | その他                 |                                   | A) 支援対象                                     |   |  |                           |
|                     |                             |          |   |          |   |                     | 備考           | 備考  | 備考         | 備考  | 備考                  | 備考                                | 備考  | 備考  | 補助率等   |                           |
| 鹿児島県                | 太陽光発電導入促進事業                 | 鹿児島市     | ③エコリフォーム促進  |          | ①補助(診断士派遣を含む)   |                     |              | ③その他の要件   | 市税の滞納がないこと | 市内の自ら居住する住宅に発電システムを設置するか、又は市内に発電システム付の住宅を購入すること | ④要件なし               |                                   |   | ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定                                  | 発電出力1kW当たり3万5千円  | 発電出力1kW当たり3万5千円(上限10万5千円) |
| 鹿児島県                | 高齢者住宅改修費助成事業                | 鹿児島市     | ②バリアフリー改修   |          | ①補助(診断士派遣を含む)   |                     | ③その他の要件      | 介護認定で要支援以上と認定された65歳以上の高齢者又はその同居者で居室環境を改善しようとする者で、同居者全員の課税所得額が330万円以下であること |            | ・申請者の所有住宅・他名義の場合または賃貸住宅等の場合、承諾書が必要              | ③その他                | 介護保険の住宅改修を優先し、併用可                 | ⑥その他  | 対象者の日常生活改善に繋がると認められる改修費用                              | 100万円と対象経費とのいずれか低い額の3分の2                                   |                           |
| 鹿児島県                | 重度身体障害者住宅改修費助成事業            | 鹿児島市     | ②バリアフリー改修   |          | ①補助(診断士派遣を含む)   |                     | ①高齢者・身体障害者のみ | 身体障害者手帳1・2級所持者及びその同居者で前年の課税所得金額が330万円以下の世帯                                |            | 既存の住宅(・新築工事と同時申請及び増築は不可・他名義または賃貸住宅の場合承諾書が必要)    | ③その他                | 介護保険住宅改修又は、日常生活用具給付事業の住宅改修制度との併用可 | ⑥その他  | 提出された見積額から対象経費(上限100万円)を査定                            | 100万円と対象経費とのいずれか低い額の3分の2                                   |                           |
| 鹿児島県                | 高齢者住宅整備資金貸付事業               | 鹿屋市      | ②バリアフリー改修   |          | ②融資(無利子)  |                     | ①高齢者・身体障害者のみ | 市内に居住する65歳以上の高齢者と同居する親族で高齢者の専用居室などを増改築または改修することが真に必要で、自力で整備することが困難な人      |            | 特に無し  | ④要件なし               |                                   |   | ③(工事費用にかかわらず)定額を補助                                    | 定額(150万円まで)  |                           |
| 鹿児島県                | 障害者住宅整備資金貸付事業               | 鹿屋市      | ②バリアフリー改修   |          | ②融資(無利子)  |                     | ①高齢者・身体障害者のみ | 身体障害者(1~4級)及び療育手帳A1、A2所持者又はその障害者と同居する親族で、増改築又は改修を必要とし、自力で整備困難な人           |            | 特に無し  | ④要件なし               |                                   |   | ③(工事費用にかかわらず)定額を補助                                    | 定額(150万円まで)  |                           |
| 鹿児島県                | 住宅用地球温暖化対策設備(エコハウス設備)設置補助事業 | 鹿屋市      | ③エコリフォーム促進  |          | ①補助(診断士派遣を含む)   |                     | ④要件なし        |   |            | 特に無し  | ④要件なし               |                                   | 1世帯につき、1設備のみの補助(太陽光発電システムと太陽光利用システムのどちらかのみ) | ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定                                  | 3万円/kW   | 定額(10万円まで)                |
| 鹿児島県                | 出水市木造住宅新築等建築工事促進事業          | 出水市      | ⑥その他  | 中小商工業者支援 | ①補助(診断士派遣を含む)   | ただし、市内に本社・本店を有する事業者 | ③その他の要件      | H23.4.1以前から出水市に住所を有するもの   |            | 施主の所有で、かつ居住している住宅                               | ①ほかの補助事業との併用は不可     | ただし、完全に区分できないものは対象とする。            | 業者、補助対象者、両者とも市税の未納がない者                      | ①特定の工事の工事費用に応じて決定                                     | 新築は300万円以上を対象として定額30万円。増改築は20万円以上を対象とし、15/100かつ15万円を上限とする。 |                           |
| 鹿児島県                | 木造住宅耐震診断・耐震改修工事の補助制度        | 出水市      | ①耐震改修   |          | ①補助(診断士派遣を含む)   |                     | ③その他の要件      | 市内に所有して、現に住んでいる者。   |            | 556.5.31以前に着工された木造住宅で地上3階建てまでであること。             | ①ほかの補助事業との併用は不可     | 診断は、耐震診断技術者に依頼すること。               | ①特定の工事の工事費用に応じて決定                           | 耐震診断は、交付対象経費の2/3とし、上限2万円。耐震改修工事は、交付対象経費の1/3とし、上限20万円。 |  |                           |
| 鹿児島県                | 出水市住宅用太陽光発電設置事業             | 出水市      | ③エコリフォーム促進  |          | ①補助(診断士派遣を含む)   |                     | ③その他の要件      | 市内に所有して、現に住んでいる者。   |            | 市外から市内に新築、または住宅購入する者も含む。                        | ②ほかの補助事業の利用を要件としている | 国からの補助金を利用していること。                 | ③(工事費用にかかわらず)定額を補助                          | 1kWあたり25000円上限3kW/50000円                              |  |                           |

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

| (1) 補助名称および実施地方公共団体 |                      |          | (2) リフォーム支援策の分類について   |             | (3) 支援方法について  |                   |     |              |   |   |                 | (5) 補助内容について  |                        |                      |  |                            |
|---------------------|----------------------|----------|---|-------------|---|-------------------|-----|--------------|---|---|-----------------|---|------------------------|----------------------|--|----------------------------|
| 都道府県名               | 補助名称                 | 実施地方公共団体 | 分類<br>(以下の選択肢から選択)<br>①耐震改修<br>②バリアフリー改修<br>③エコリフォーム促進<br>④災害予防<br>⑤リフォーム促進<br>⑥その他 | 備考          | 分類<br>(以下の選択肢から選択)<br>①補助(診断士派遣を含む)<br>②融資(無利子)<br>③利子補給<br>④融資(有利子)<br>⑤ポイント発行 | 備考                | 発注者 |              | リフォーム実施住宅   | 他の補助事業との関係                              |                 | その他<br>(工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)                                      | A) 支援対象                |                      | 補助率等   |                            |
|                     |                      |          |   |             |   |                   | 備考  | 備考           |   | 備考                                      | 備考              |   | 備考                     | 備考                   |  |                            |
| 鹿児島県                | 日常生活用具給付事業           | 出水市      | ②バリアフリー改修   |             | ①補助(診断士派遣を含む)   |                   |     | ③その他の要件      | 市内に所有して、現に住んでいる障害者。   |   | ①ほかの補助事業との併用は不可 |   | 身体障害者手帳所持者で下肢障害3級以上の者。 | ①特定の工事の工事費用に応じて決定    | ・段差解消<br>・スロープの設置<br>・手すりの設置<br>・トイレを和式から洋式<br>・その他            | 上限20万円とし、その内1割の範囲内で利用者が負担。 |
| 鹿児島県                | 出水市高齢者等住宅改修費助成事業     | 出水市      | ②バリアフリー改修   |             | ①補助(診断士派遣を含む)   |                   |     | ①高齢者・身体障害者のみ | ①要介護・要支援の認定を受けた者<br>②身体障害者手帳(1級、2級)が交付されている者<br>③生計中心者の前年の課税される所得金額が330万円以下の世帯              | 新築、増築は対象としない。                           | ③その他            | ①要介護、要支援の認定を受けた者については、介護保険による住宅改修との併用であること。<br>②原則として、過去に本事業による助成を受けていないこと。 | ①特定の工事の工事費用に応じて決定      |                      | 対象経費の1/3か20万円のいずれか低い額。1,000円未満切捨て。                             |                            |
| 鹿児島県                | 指宿市重度身体障害者等住宅改修費給付事業 | 指宿市      | ②バリアフリー改修   |             | ①補助(診断士派遣を含む)   | 市と契約のある業者         |     | ③その他の要件      | 重度身体障害者等  | 特になし                                    | ①ほかの補助事業との併用は不可 |   | 特になし                   | ①特定の工事の工事費用に応じて決定    | 市民税非課税者・リフォーム工事費の10/10<br>市民税課税者・リフォーム工事費の9/10                 |                            |
| 鹿児島県                | 西之表市住宅改修環境整備事業補助金    | 西之表市     | ⑤リフォーム促進  |             | ①補助(診断士派遣を含む)   | 西之表市内の業者          |     | ③その他の要件      | 1. 西之表市民もしくは市内居住予定者<br>2. 税金の滞納がないこと。<br>3. 市が実施する他の住宅関係補助をうけていないもの。<br>4. 住宅の所有者が一親等以内のもの。 | 市内において自ら居住する住宅もしくは居住予定の住宅(車庫や塀などは含まない。) | ①ほかの補助事業との併用は不可 | 20万円以上の工事   | ②工事費用に応じて決定            |                      | 工事費(消費税除く)の10%   |                            |
| 鹿児島県                | 住宅改修費助成事業            | 西之表市     | ②バリアフリー改修   |             | ①補助(診断士派遣を含む)   |                   |     | ①高齢者・身体障害者のみ | 身体障害者手帳所持者  |   | ①ほかの補助事業との併用は不可 |   | ②工事費用に応じて決定            | 費用に生じた額              |  |                            |
| 鹿児島県                | エコ設備設置促進             | 西之表市     | ③エコリフォーム促進  |             | ①補助(診断士派遣を含む)   |                   |     | ③その他の要件      | 市内に居住するもの、又は市内に居住する予定のもの  | 市内において自ら居住する住宅、もしくは居住予定の住宅              | ④要件なし           |   | ②工事費用に応じて決定            |                      | 太陽光発電システムの設置に要する費用で、発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値に、30,000円を乗じて得た額 |                            |
| 鹿児島県                | エコ設備設置促進             | 西之表市     | ③エコリフォーム促進  |             | ①補助(診断士派遣を含む)   | 西之表市衛生自治会が指定する販売店 |     | ③その他の要件      | 市内に居住し、住所を有するもの   | 西之表市内                                   | ④要件なし           |   | 設置した機器を適正に維持管理できること    | ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 | ごみ処理機 購入金額の7割<br>コンポスト 購入金額の全額                                 |                            |
| 鹿児島県                | たるみず農山漁村ツーリズム推進事業    | 垂水市      | ⑥その他  | 受入農家等環境整備支援 | ①補助(診断士派遣を含む)   | 受入農家等改修補助         |     | ③その他の要件      | 垂水市ツーリズム推進協議会会員   | 民泊型教育旅行の受入を目的に行う受入農家等                   | ④要件なし           | 補助授受後、最低3年間教育旅行の受入義務  | ①特定の工事の工事費用に応じて決定      | 受入農家等が行う改修等に要する費用    | 県-4分の1<br>市-4分の2   |                            |

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

| (1) 補助名称および実施地方公共団体 |                        |          | (2) リフォーム支援策の分類について   |      |   | (3) 支援方法について                            |       |    |              |                               | (5) 補助内容について  |  |                                |                      |                   |  |                            |
|---------------------|------------------------|----------|---|------|---|---|-------|----|--------------|-------------------------------|---|--|--------------------------------|----------------------|-------------------|--|----------------------------|
| 都道府県名               | 補助名称                   | 実施地方公共団体 | 分類<br>(以下の選択肢から選択)<br>①耐震改修<br>②バリアフリー改修<br>③エコリフォーム促進<br>④災害予防<br>⑤リフォーム促進<br>⑥その他 | 備考   | 分類<br>(以下の選択肢から選択)<br>①補助(診断士派遣を含む)<br>②融資(無利子)<br>③利子補給<br>④融資(有利子)<br>⑤ポイント発行 | 備考                                      | 発注者   |    |              | 他の補助事業との関係                    |   | その他<br>(工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。) | A) 支援対象                        |                      | 補助率等              |  |                            |
|                     |                        |          |   |      |   |   | 備考    | 備考 | 備考           | 備考                            | 備考  |  | 備考                             | 備考                   |                   | 備考   |                            |
| 鹿児島県                | 定住住宅リフォーム補助            | 薩摩川内市    | ⑥その他  | 転入促進 | ①補助(診断士派遣を含む)   |   |       |    | ③その他の要件      | 転入者                           | 店舗を除く住居   | ④要件なし                                  | 他補助の利用がある場合は、助成額を差し引いた額が対象となる。 | リフォーム代金が30万円以上であること。 | ②工事費用に応じて決定       | ただし、地域ごとに限度額が設定されている。  | 50%                        |
| 鹿児島県                | 地域生活支援事業(日常生活用具等給付)    | 薩摩川内市    | ②バリアフリー改修   |      | ①補助(診断士派遣を含む)   |   |       |    | ①高齢者・身体障害者のみ | 下肢、体幹機能障害3級以上                 | 借家の場合は大家の許可必要   | ③その他                                   | 介護保険対象者は介護保険優先                 | ⑥その他                 |                   |  |                            |
| 鹿児島県                | 薩摩川内市木造住宅耐震診断補助金交付事業   | 薩摩川内市    | ①耐震改修   |      | ①補助(診断士派遣を含む)   | 鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了者名簿に登録された者を有する建築士事務所 |       |    | ③その他の要件      | 1 居住者又は所有者<br>2 市税等を滞納していないこと | ア 専用住宅、長屋又は共同住宅(店舗等の用途を兼ねる住宅にあっては、店舗等の用途に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満であるものに限る。)であること。<br>イ 地上階数が2以下であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以下であること。<br>ウ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。<br>エ 現に居住の用に供していること。 | ①ほかの補助事業との併用は不可                        |                                |                      | ①特定の工事の工事費用に応じて決定 | 交付対象経費の総額の3分の2に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、木造住宅1棟につき6万円を限度。補助金の交付回数は、木造住宅1棟につき1回。       | 交付対象経費の総額の3分の2に相当する額       |
| 鹿児島県                | 薩摩川内市木造住宅耐震改修工事補助金交付事業 | 薩摩川内市    | ①耐震改修   |      | ①補助(診断士派遣を含む)   |   |       |    | ③その他の要件      | 1 居住者又は所有者<br>2 市税等を滞納していないこと | 耐震診断の結果、一般診断法による上部構造評点又は精密診断法による上部構造耐力の評点が1.0未満であったもの。  | ①ほかの補助事業との併用は不可                        |                                |                      | ①特定の工事の工事費用に応じて決定 | 交付対象経費総額に相当する額(10分の9を乗じた額(その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、木造住宅1棟につき30万円を限度。補助金の交付回数は、木造住宅1棟につき1回。 | 交付対象経費総額に相当する額(10分の9を乗じた額) |
| 鹿児島県                | 曾於市住宅リフォーム促進事業         | 曾於市      | ⑤リフォーム促進  |      | ①補助(診断士派遣を含む)   |   | 曾於市のみ |    | ④要件なし        |                               | 要件なし  | ①ほかの補助事業との併用は不可                        | 特になし                           |                      | ①特定の工事の工事費用に応じて決定 | 補助対象事業費が20万円以上   | 補助対象事業費の100分の10に相当する額      |

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

| (1) 補助名称および実施地方公共団体 |                       |          | (2) リフォーム支援策の分類について   |        |   | (3) 支援方法について |         |  |   |                 | (5) 補助内容について   |  |                      |  |   |
|---------------------|-----------------------|----------|---|--------|---|--------------|---------|--|---|-----------------|--|--|----------------------|--|---|
| 都道府県名               | 補助名称                  | 実施地方公共団体 | 分類<br>(以下の選択肢から選択)<br>①耐震改修<br>②バリアフリー改修<br>③エコリフォーム促進<br>④災害予防<br>⑤リフォーム促進<br>⑥その他 | 備考     | 分類<br>(以下の選択肢から選択)<br>①補助(診断士派遣を含む)<br>②融資(無利子)<br>③利子補給<br>④融資(有利子)<br>⑤ポイント発行 | 備考           | 免注者     |  | リフォーム実施住宅   | 他の補助事業との関係      |  | その他<br>(工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。) | A) 支援対象              |  |   |
|                     |                       |          |   |        |   |              | 備考      | 備考                                     |   | 備考              | 備考   |  | 備考                   | 備考   |   |
| 鹿児島県                | 曾於市木造住宅耐震診断補助金        | 曾於市      | ①耐震改修   |        | ①補助(診断士派遣を含む)   |              | ③その他の要件 | 居住者又は所有者で市税等を滞納していないこと                 | (1)専用住宅、長屋又は共同住宅(店舗等の用途を兼ねる住宅にあつては、店舗等の用途に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。)であること。(2)地上階数が2以下であり、かつ延べ面積が500平方メートル以下であること。(3)昭和56年3月31日以前に着工されたものであること。(4)現に居住の用に供していること。 | ①ほかの補助事業との併用は不可 |  | 特になし                                   | ①特定の工事の工事費用に応じて決定    | 交付対象経費については耐震診断に要する経費とする。ただし、一戸建て以外の住宅については、延べ面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じた額を上限                          | 交付対象経費の総額の3分の2に相当する額とし、木造住宅1棟につき6万円を限度とする。補助金の交付回数は木造住宅1棟につき1回とする。  |
| 鹿児島県                | 曾於市木造住宅耐震改修工事補助金      | 曾於市      | ①耐震改修   |        | ①補助(診断士派遣を含む)   |              | ③その他の要件 | 居住者又は所有者で市税等を滞納していないこと                 | 耐震診断の結果、一般診断法による上部構造評点又は精密診断法による上部構造耐力の評点がい.0未満であったもの   | ①ほかの補助事業との併用は不可 |  | 特になし                                   | ①特定の工事の工事費用に応じて決定    | 交付対象経費については耐震改修工事に要する経費とする。ただし、延べ面積に1平方メートル当たり32,600円を乗じた額を上限                                      | 交付対象経費の総額に10分の9を乗じた額とし、木造住宅1棟につき30万円を限度とする。補助金の交付回数は木造住宅1棟につき1回とする。 |
| 鹿児島県                | 霧島市移住定住促進補助金          | 霧島市      | ⑥その他  | 定住促進   | ①補助(診断士派遣を含む)   |              | ③その他の要件 | 霧島市に転入されてから、住宅取得日又は増改築完成日から起算して1年以内に申請 |   | ④要件なし           |  |  | ②工事費用に応じて決定          | 増改築に要した経費(50万円以上に限る)   | 1/2   |
| 鹿児島県                | 霧島市ごみ減量化対策機器等購入補助金    | 霧島市      | ⑥その他  | ごみの減量化 | ①補助(診断士派遣を含む)   |              | ③その他の要件 | 霧島市内に住所を有し居住する者                        |   |                 |  |  | ②工事費用に応じて決定          | 電気式生ごみ処理機購入  | 1/3   |
| 鹿児島県                | 霧島市住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金 | 霧島市      | ③エコリフォーム促進  |        | ①補助(診断士派遣を含む)   |              | ③その他の要件 | 市税を滞納していない者                            |   |                 | 経済産業省資源エネルギー庁において「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」に係る補助事業者として採択された事業者が、実施する当該発電システムの設置費補助に申請し、住宅用太陽光発電導入に係る補助金の交付確定通知書を受理した者。 |  | ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 | 補助単価は、太陽電池モジュールの公称最大出力合計値が5.00キロワット以下の設備に対しては1キロワットあたり3万円、5.01キロワット～10キロワット未満の設備に対しては1キロワットあたり2万円。 | システム平均単価の約1/20  |
| 鹿児島県                | 霧島市木造住宅耐震診断補助金        | 霧島市      | ①耐震改修   |        | ①補助(診断士派遣を含む)   |              | ③その他の要件 | 木造住宅の居住者又は所有者で、市税等を滞納していない者。           |   |                 |  |  | ①特定の工事の工事費用に応じて決定    | 耐震診断に要する経費   | 2/3   |

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

| (1) 補助名称および実施地方公共団体 |                        |          | (2) リフォーム支援策の分類について   |               |   | (3) 支援方法について        |         |  |  |                     | (5) 補助内容について  |  |                     |                     |  |
|---------------------|------------------------|----------|---|---------------|---|---------------------|---------|--|--|---------------------|---|--|---------------------|---------------------|--|
| 都道府県名               | 補助名称                   | 実施地方公共団体 | 分類<br>(以下の選択肢から選択)<br>①耐震改修<br>②バリアフリー改修<br>③エコリフォーム促進<br>④災害予防<br>⑤リフォーム促進<br>⑥その他 | 備考            | 分類<br>(以下の選択肢から選択)<br>①補助(診断士派遣を含む)<br>②融資(無利子)<br>③利子補給<br>④融資(有利子)<br>⑤ポイント発行 | 備考                  | 発注者     |  | リフォーム実施住宅  | 他の補助事業との関係          |   | その他<br>(工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)                                     | A) 支援対象             |                     | 補助率等                                     |
|                     |                        |          |   |               |   |                     | 備考      | 備考   |  | 備考                  | 備考  |  | 備考                  | 備考                  |  |
| 鹿児島県                | 霧島市木造住宅耐震改修工事補助金       | 霧島市      | ①耐震改修   |               | ①補助(診断士派遣を含む)   |                     |         | ③その他の要件  | 木造住宅の居住者又は所有者で、市税等を滞納していない者。<br>・耐震改修工事における主な耐震補強箇所を目視で確認できる時期に、市が中間検査を行い、合格した者。 |                     |   |  | ①特定の工事の工事費用に応じて決定   | 耐震改修工事に要する経費        | 23/100                                   |
| 鹿児島県                | いちき串木野市高齢者等住宅改修推進事業    | いちき串木野市  | ②バリアフリー改修   |               | ①補助(診断士派遣を含む)   |                     | ③その他の要件 | 介護認定で要支援以上認定を受けた者、又は、身体障害者手帳1・2級所持者であり、生計中心者の前年の課税所得金額が330万円以下の世帯の者。   | 対象住宅が申請者外の所有の場合、承諾書が必要   | ③その他                | 介護保険の住宅改修を優先し併用可  |  | ①特定の工事の工事費用に応じて決定   |                     | 80万円と対象経費とのいずれか低い額の1/3                   |
| 鹿児島県                | 南さつま市高齢者等住宅改修推進事業      | 南さつま市    | ②バリアフリー改修   |               | ①補助(診断士派遣を含む)   |                     | ③その他の要件 | ①介護保険の認定を受けた者が属する世帯②障害者1・2級の者の属する世帯③生計中心者の前年の課税所得金額が330万円以下の世帯④過去にこの事業の助成を受けてない世帯 ①又は②のいずれかに該当しかつ③④いずれにも該当する世帯 | 新築及び増築は助成の対象としない   | ③その他                | 改造に要する経費については、既存の居室、浴室、洗面所、台所、便所、玄関、廊下等の設備、構造等を要援護者等の身体状況に適合するように改造するために要する経費 | 助成の対象となるのは、既存の居室、浴室、洗面所、台所、便所、玄関、廊下等の設備、構造等を要援護者等の身体状況に適合するように改造するために要する経費 | ①特定の工事の工事費用に応じて決定   |                     | 1世帯につき80万円と助成対象経費とのいずれか低い額に3分の1を乗じて算出した額 |
| 鹿児島県                | 志布志市住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金 | 志布志市     | ③エコリフォーム促進  |               | ①補助(診断士派遣を含む)   |                     | ④要件なし   | 市税等滞納のないもの。  | 特になし   | ②ほかの補助事業の利用を要件としている | J-PECの補助申請後、決定を受けた者。  |  | ②工事費用に応じて決定         | 1kwあたり3万円(上限12万円まで) | 定額                                       |
| 鹿児島県                | 奄美市住宅リフォーム等緊急経済対策事業補助金 | 奄美市      | ⑤リフォーム促進  |               | ①補助(診断士派遣を含む)   | 奄美市に事業所のある法人、または、個人 | ③その他の要件 | 申請する建物の所有者で、現に居住する者か、その親や子   | 奄美市内の専用住宅。併用住宅や共同住宅については、自己の居住の範囲  | ③その他                | 他の補助金を利用する場合は、その補助金額を差引いた工事費が500,000円を超える事                                    | 申請者及び同一世帯員全員が市税及び市に対する債務を滞納していない事  | ⑥その他                | 500,000円を超える工事      | 定額(100,000円)                             |
| 鹿児島県                | 奄美市高齢者等住宅改修推進事業        | 奄美市      | ②バリアフリー改修   |               | ①補助(診断士派遣を含む)   |                     | ③その他の要件 | ①介護保険の認定を受けた者が属する世帯②障害者1・2級の者の属する世帯③生計中心者の前年の課税所得金額が330万円以下の世帯④過去にこの事業の助成を受けてない世帯 ①又は②のいずれかに該当しかつ③④いずれにも該当する世帯 | 新築及び増築は助成の対象としない   | ③その他                | 改造に要する経費については、既存の居室、浴室、洗面所、台所、便所、玄関、廊下等の設備、構造等を要援護者等の身体状況に適合するように改造するために要する経費 | 助成の対象となるのは、既存の居室、浴室、洗面所、台所、便所、玄関、廊下等の設備、構造等を要援護者等の身体状況に適合するように改造するために要する経費 | ①特定の工事の工事費用に応じて決定   |                     | 1世帯につき40万円と助成対象経費とのいずれか低い額に2分の1を乗じて算出した額 |
| 鹿児島県                | 伊佐市定住促進空き家活用事業補助金      | 伊佐市      | ⑥その他  | 定住促進と空き家の有効活用 | ①補助(診断士派遣を含む)   | 市内に事務所又は事業所を有する者    | ③その他の要件 | 移住者で空き家の取得者  |  | ①ほかの補助事業との併用は不可     | 5年以上継続して居住する  |  | ⑥その他                |                     | 工事費の70%以内で500千円を限度                       |
| 鹿児島県                | 伊佐市太陽光発電システム設置事業補助金    | 伊佐市      | ③エコリフォーム促進  |               | ①補助(診断士派遣を含む)   |                     | ③その他の要件 | 市税を滞納していない者  |  | ②ほかの補助事業の利用を要件としている | 国の補助金を受けていること   |  | ③(工事費用にかかわらず) 定額を補助 |                     | 40,000円/KW                               |

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

| (1) 補助名称および実施地方公共団体 |                       |          | (2) リフォーム支援策の分類について   |              | (3) 支援方法について  |    |     |         |  | (5) 補助内容について  |                     |   |                      |                    |  |   |
|---------------------|-----------------------|----------|---|--------------|---|----|-----|---------|--|---|---------------------|---|----------------------|--------------------|--|---|
| 都道府県名               | 補助名称                  | 実施地方公共団体 | 分類<br>(以下の選択肢から選択)<br>①耐震改修<br>②バリアフリー改修<br>③エコリフォーム促進<br>④災害予防<br>⑤リフォーム促進<br>⑥その他 | 備考           | 分類<br>(以下の選択肢から選択)<br>①補助(診断士派遣を含む)<br>②融資(無利子)<br>③利子補給<br>④融資(有利子)<br>⑤ポイント発行 | 備考 | 免注者 |         | リフォーム実施住宅  | 他の補助事業との関係  |                     | その他<br>(工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)  | A) 支援対象              |                    | 補助率等   |   |
|                     |                       |          |   |              |   |    | 備考  | 備考      |  | 備考  | 備考                  |   | 備考                   | 備考                 |  |   |
| 鹿児島県                | 大崎町住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金 | 大崎町      | ③エコリフォーム促進  |              | ①補助(診断士派遣を含む)   |    |     | ③その他の要件 | 町税等を滞納していない者                                     |   | ②ほかの補助事業の利用を要件としている | 国の補助金を受けていること   |                      | ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 | 定額   |   |
| 鹿児島県                | 南大隅町定住促進住宅取得資金補助金     | 南大隅町     | ⑥その他  | 定住促進         | ①補助(診断士派遣を含む)   |    |     | ③その他の要件 | 町内への定住予定者及び定住予定者への賃貸のための改修する者(不動産会社等、業として実施者は除く) | 特になし  | ④要件なし               |   | ②工事費用に応じて決定          |                    | 改修費の1/2  |   |
| 鹿児島県                | 肝付町住宅用高効率給湯器導入補助金     | 肝付町      | ③エコリフォーム促進  |              | ①補助(診断士派遣を含む)   |    |     | ③その他の要件 | 町税等の滞納がない者<br>町内に所在する事業者が販売した設備                  | 住民が居住するために用いる町内に存する家屋(店舗等との併用住宅を含む。ただし、述べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。) | ④要件なし               | エコキュート定義：二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器のうち、経済産業省の高効率給湯器導入促進事業費補助金交付要綱(平成18年3月27日付け財資第20号)に係る補助事業者として採択された事業者が、補助対象に指定する高効率給湯器に掲げる設備で、設置前において使用されていないものをいう。<br>※平成22年度国の補助金は廃止 | ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 |                    | 定額 4万円<br>(1住宅につき1回限り)   |   |
| 鹿児島県                | 霧島市浄化槽設置整備事業補助金       | 霧島市      | ③エコリフォーム促進  |              | ①補助(診断士派遣を含む)   |    |     | ③その他の要件 | 霧島市内に居住し、市税を滞納していない者。                            |   |                     | 公共下水道事業計画認可区域を除く霧島市全域で、貸家・アパート・別荘管理者又は店舗等以外の、専用住宅に処理対象人員10人槽以下の、国庫補助指針に適合する合併処理浄化槽を設置する者  | ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 | 人槽、処理能力による         | 定額   |   |
| 鹿児島県                | 奄美市合併処理浄化槽設置整備事業補助金   | 奄美市      | ⑥その他  | 公共用水域の水質汚濁防止 | ①補助(診断士派遣を含む)   |    |     | ③その他の要件 | 専用住宅(店舗等が1/2以内)                                  |   | ①ほかの補助事業との併用は不可     | 下水道及び集排区域外  | ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 | 10人槽以下             | 定額(5人槽332,000円、7人槽414,000円、10人槽548,000円、単独撤去90,000円)                             |   |
| 鹿児島県                | 農業集落排水事業普及促進補助金       | 奄美市      | ⑥その他  | 下水道接続推進      | ①補助(診断士派遣を含む)   |    |     | ③その他の要件 | 奄美市排水設備指定店                                       |   | ①ほかの補助事業との併用は不可     | 下水道及び集排区域内  | 市税及び受益者加入金を滞納していないこと | ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 | 供用開始から3年以内対象   | 供用開始～1年以内1戸3万円 2年以内2万円 3年以内1万円 し尿浄化槽廃止新規 1年以内 2万円 |
| 鹿児島県                | 伊佐市浄化槽設置整備事業補助金       | 伊佐市      | ⑥その他  | 公共用水域の水質汚濁防止 | ①補助(診断士派遣を含む)   |    |     | ④要件なし   | 市内に事務所又は事業所を有する者が施行する場合上乗せあり                     |   | ④要件なし               |   | ③(工事費用にかかわらず)定額を補助   | 設置する浄化槽に応じる        | 5人槽 332,000円<br>7人槽 414,000円<br>10人槽 548,000円<br>市内業者施行100,000円上乗せ<br>単独撤去 上限9万円 |   |